

定山溪小学校跡活用検討会議開催要綱

(令和7年 9月 24日 都市計画担当局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、定山溪小学校の跡活用にあたり、跡活用の方向性等について有識者及び地域関係者等との意見交換を行うことを目的とした、定山溪小学校跡活用検討会議(以下、「検討会議」という。)の開催に必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 検討会議は、11名の委員で組織する。

2 委員は、有識者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 会議に議長1名を置く。

4 議長は会議を総括する。

5 議長が不在のときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充できることとし、任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第4条 検討会議の事務局を、札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課に置く。

(会議)

第5条 会議は非公開とする。

2 会議の内容については、会議録を作成の上、公表する。

3 会議は、任期内に2回程度開催する。

(意見の聴取及び資料提出)

第6条 議長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、会議において関係者の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(謝礼及び費用弁償)

第7条 委員に対して、会議1回の出席につき謝礼として 12,500 円を支給する。また、委員から請求があれば、公共交通機関を利用した場合に限り、交通費について費用弁償することができる。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年 9月 24日から施行する。